

# パートナー便り

発行…一般社団法人シニアパートナーズ  
〒九八九一-二七三 宮城県柴田郡大河原町字西桜町  
二番地一ランドマークビル二〇四  
電話…〇二二四一八六一四三三四



## 僕らが成年後見人である理由 第五回

(ぼくらがせいねんごうけんりにんであるわけ)

前回からのつづき

平成25年10月1日。脳梗塞を発症したAさんから、あの笑顔は消えてしまいました。

この状況から、これから長期化するであろう入院中の様々な手続きや生活費の管理を誰が行うか。又、退院後も自宅には帰れない(一人暮らしはできない)から、施設入所も検討しなければならぬ。その際の手続きは・・・等など。私や地域包括支援センター社会福祉士の担当の方(以下、Bさん)やケアマネジャー、大家さんを含め頭を悩ませていました。また、それに輪を掛けて、離れて暮らす息子さんへ電話をしても一切、連絡がつかないことが大きな壁となっていました。本来であるならば、シニアパートナーズ(以下、シニア)との任意後見契約を

交わしてさえいれば、シニアで家庭裁判所に任意後見監督人選任申立(にんいこうけんかんとくにんせんにんもうしたて)をして、一切の財産の管理や施設・病院との入院所契約、費用の支払い。Aさんの身上監護に関する代理が出来るのですが、10月6日に予定されていた退院後、正式に契約を交わすことにしていたので「早く契約をしていれば良かった」と悔やみましたが、時既に遅し。

そんなとき、社会福祉士のBさんから「成年後見の申立をしたらどうか」という提案を頂きました。Bさんの情報によれば、申立人(四親等内親族等)になってくれるかもしれない妹と弟が県内にいるとのこと。このお二人に連絡をとってくれるということ、暗雲立ちこめる私の視界内でBさんは光輝く救世主となっていました。

しかし、それとは別にもう一つの大きな問題がありました。それは「お金」です。成年後見人が選任されれば、その後の入院費や生活費等を成年後見人がAさんの銀行口座から、支出することはできるでしょうが、これから申立書類を作成して家庭裁判所から成年後見人が選任され、更に東京法務局に後見登記されるまでの期間(おおよそ、3〜4ヶ月程度)をどのように過ごせばよいのか。私がAさんから預かったお金は20万円。成年後見人が選任される間の生活費にはとても足りる金額ではありません。またまた暗雲立ちこめる私の目の前で大家さんが「Aさんから、もしもの時に使って欲しい」といって、預かっているお金があるんです」とのこと。

「おれに何かあったら大家さんに色々頼んであるから宜しく」の意味が理解できました。Aさんは、万が一にしっかり備えていたのです。私が最初に抱いたAさんへの印象はこうでした。顔は化粧っ気なく、入れ歯が合わないせいかクシャクシャの表情で、おちゃらけたおば(あ)さん・・・。人を外見で判断するのは良くないことを重々承知していますが、女手一つで子供を育て、身なりを気にせず、裕福とは言えない生活でも、毎月の給料から少しずつ、自分と子供の将来のためにと蓄えてきたお金を信頼できる大家さんに託していたのです。その金額は50万円でした。成年後見人が選任されるまでの期間、入院費やおむつ代等々の支払いに十分安心とは言えないまでも、なんとかやっていけると思いました。それと同時に、私はAさんが最期を迎えるまで、寄り添いたいと強く思うようになりました。

あの笑顔は消え、化粧っ気なく、クシャクシャ顔のAさんの生き方になんとも言えない魅力を感じたのかもしれない。(次号につづく)

## 法人ロゴマークが新しくなりました

法人のロゴマークを変更いたしました。シニアの「S」とパートナーの「P」をモチーフにしたシンボルマークです。二つの文字が大樹となり、支えあっているように、信頼と協力を表現しています。又、それを力強い健康的な「葉」6枚と、生まれたばかりの「若葉」が6枚、合わせて12枚が親子のように覆っています。これは過去・現在から未来へと受け継がれる生命を表しており、私(代表理事・鈴木)の僧侶としての師匠である亡き、高橋圓明上人が巨理町稱名寺にあるシイの木の落ち葉と若葉をみて仰ったことを表現しました。「自分や誰もが、このシイの木の葉と同じように、次なる生命(いのち)の肥やしとなるよう生きられたら、すばらしい世の中になるのだよ」私の記憶に深く刻まれている、言の葉です。



## 感謝状をいただきました

今年も一般社団法人シニアパートナーズに大河原警察署より、感謝状が贈呈されました。これは法人を設立してから、5回目の感謝状贈呈です。これからも、職員一同、地域の安心と安全のために微力ですが、警察業務に協力してまいります。



## 編集後記

今号の会報誌には「さくら」と命名しました。日本といえば桜、春といえば桜、日本の春に欠かせない花であることは間違い無く、毎年人々を華やかにしてくれる存在でもあります。

この2枚の写真は当法人事務所から歩いて2分程度の場所を撮影したものです。



(撮影日は4月12日)柴田町から大河原町にかけて白石川沿いの約1200本の桜が満開となり、ここ数日、多くの観光客で賑わっています。(\*)

来年は、皆様も機会がありましたら、一目千本桜(ひとめせんぼんざくら)を見にお出かけください。



# カラ―魚拓の魅力

## 公証人 柏村隆幸先生の人生航路

◆昭和56年に東京地検検事として30有余年にわたる検察官人生をスタートし、途中、裁判所(3年)、国税庁(2年)などに転出。平成23年に退官し、同年8月から公証人として再スタート。アコ釣り、溪流釣りを趣味とするかたわら、平成19年から、カラ―魚拓の第一人者である(故)中西洋先生(当時、横浜市在住)に師事してカラ―魚拓の制作を始める。以後、家族の冷たい視線を跳ね返しつつ、釣り及び魚拓の制作に精進している。

今回も先生の作品で、メバル(赤メバル)です。同じ魚が群れて泳いでいる様子を表現しているのですが、モデルは一匹ずつ違った魚です。黒の縞模様は、よく見ると背びれのほうまで続いていますね。



## それぞれの人生

### 第8回 遺言⑧

#### 【負担付遺言と遺留分】

##### (負担付遺言)

次に、負担付の遺言について説明します。負担付遺言というのは、特定の相続人(受遺者)に一定の財産を相続させる(遺贈する)代わりに、一定の行為を負担させる(義務を負わせる)言いつてもよいでしょう(遺言のことです。このような遺言も有効にすることが出来ます。

たとえば、自分(父親)が死んだら財産をすべて長男にあげるが、その代わり長男は残された老妻の世話をし、毎月最低10万円の生活費を交付すること、といった遺言です。長男は、父親の遺産を全部相続できるというメリットがありますが、代わりに母親の老後の面倒を見るという負担を負うこととなります。負担の内容は遺言者が決めるわけですが、明確に決めておく必要があります。たとえば、「遺言者の葬儀や年忌法要を営むこと」、「遺言者の△銀行に対する債務を完済すること」、「預貯金の中心から〇〇さんに百万円、××さんに、50万円を分け与えること」、などの負担を負わせることが出来ます。

もし、遺産をもらった人が、負担した義務を履行しないときは、亡くなった遺言者の相続人(遺産をもらった人が相続人であるときは、その相続人以外の相続人)が、相当の期間を定めて受遺者(相続人)に履行を催告します。そして、その期間に履行されなかった場合は、相続人が遺言の取消しを家庭裁判所に請求することが出来ます。

##### (遺留分(いりうぶん)の制度)

これまで何度か説明したように、民法は、遺産を受け取ることのできる相続人(法定相続人)として、①被相続人の子(子が先に死亡したときは被相続人の孫)、②被相続人の直系尊属(親など)、③被相続人の兄弟姉妹(兄弟姉妹が先に死亡したときはその子である甥・姪)、④被相続人の配偶者、を規定しており、これらの相続人はそれぞれ民法で決められた相続分(法定相続分)を有しています。

他方、この法定相続分は絶対的なものではなく、誰に、何を、どれ位相続させるかは

遺言者が自由に決めることが出来ます。

しかし、相続人の立場になって考えてみると、親の財産を当てるに事業を拡大し、親の老後を安泰にしてやろうと計画している子供がいるかもしれません。また、教育費の負担が重くのしかかる時代の中で、親の遺産を自分の子供の教育資金に活用したいと考える方もいるかもしれません。このような相続人の期待をまったく無視することもできないでしょう。遺言者側には遺言で財産を処分する自由があり、相続人側には遺産をもらえるかもしれないという期待があるわけです。そして、この双方を調和させるための制度が遺留分という制度なのです。

遺留分は、兄弟姉妹(甥・姪)以外の相続人に認められています。つまり、上記の①、②、④の立場にある相続人には遺留分がありません。遺留分の割合(つまり、遺産全体のうち遺留分に当てられる財産の範囲)は、相続人が②のみの場合は遺産の3分の1、それ以外の場合(つまり、相続人が①か④あるいは①及び④、②及び④の場合)は遺産の2分の1です(民法1028条)。

たとえば、妻Bと長男C、長女DがいるAさんが、四千万円を残して亡くなったとします。Aさんは、遺産を全部妻にあげるといふ遺言をしていました。この遺言はもちろん有効ですね。ただ、子供と妻はそれぞれ遺留分の権利を持っています。Aさんの場合、遺留分を持つ人が①及び④に該当します。子の遺留分と妻の遺留分を合わせた全体の遺留分(遺留分総額)と言い換えることも出来ます。は、遺産の2分の1に当たる二千万円です。この二千万円についてB、C、Dの3人がそれぞれ個別に遺留分を持っています。各人の個別の遺留分は法定相続分に従って計算します。配偶者と子の法定相続分はそれぞれ2分の1です。したがって、全体の遺留分の2分の1が妻の個別の遺留分、残りの2分の1が子供2人の遺留分になります。つまり、Bの個別の遺留分は一千万円(二千万円÷2)です。子供は2人ですので、1人当たりの個別の遺留分は500万円(一千万円÷2)ということになります。

さて、Aさんの妻Bは、自分の持つ個別の遺留分一千万円を超える財産を遺言で手にすることになったわけですから、遺留分の侵害はありませんね。BがAさんの遺言に

文句を付けることはないでしょう。しかし、2人の子供には500万円ずつの遺留分があるのに、実際にはゼロですから、遺留分が侵害されたことになり得ます。そこで、2人の子供は、それぞれ自分の遺留分が侵害されたとして、母親Bに対して遺留分減殺(げんさい)請求というものをすることが考えられます。2人も請求をするのか、1人だけ請求するのかは分かりませんが、もし遺留分減殺請求があれば、Bは、1人当たりの500万円を戻してやらなければなりません。

「請求があれば」といいますが、遺留分は何も請求しないと意味がない制度なのです。ですから、遺留分を有する相続人は、自分の遺留分が侵害されているのではないかと考えたときは、遺産を沼山もらったと思われる人に対し、遺留分減殺請求をする必要があります。この連載の最初のころに説明したように、遺留分の請求権は遺言よりも強い権利ですので、遺留分を侵害しているという事実が認められた場合には、遺留分減殺請求はそのまま容認されます。必要な前提事実があれば、請求がそのまま容認される権利のことを「形成権(けいせいけん)」といいます。遺留分減殺請求権はこの形成権の一つと位置づけられています。

遺留分減殺請求権は、相続開始の事実及び減殺すべき事実があったことを知った日から1年間で消滅時効にかかります。これらの事実を知った日から1年以内に行使する必要があります。「知った日から」ですから、知らない状態が続いていれば消滅時効は進行しません。そうするといつまで経っても時効が完成しないことになってしまいますので、民法は、何も請求しないまま相続開始の時(つまり、遺言者の死亡時)から10年を経過すれば、相続開始の事実などを知らなかったとしてもやはり時効により消滅すると規定しています。(民法1042条)。



写真 公証人 柏村隆幸 先生

## 柏村先生のちよつと一息

皆さんは、魚にも夫婦愛があることをご存じですか?

20年くらい前になりますが、岩手県内の溪流でヤマメ釣りをしていたときの事です。ちよつとした淵に餌を流すと大きなヤマメが掛かりました。その時、私は、どういっわかけ油断していたので、強い引きに驚き、慌てて竿を立てヤマメをタモ(魚をすくい取る網)の中に取り込もうとしました。

しかし、敵もさるもの、暴れてなかなかタモに入りません。水面近くに浮き上がったヤマメの顔を見ると、どうも猛りなオスのヤマメであることが分かりました。ギョロリと目を剥いてこちらを睨んでいます。と、その時です。オスのヤマメの近くにもう一匹、大きなヤマメがまとわりつくように浮かんで来たのです。そのヤマメはオスのヤマメの周りをオロオロと泳ぎ回ります。私は、一瞬、目の前で何が起きているのか分からなくなっていました。私の仕掛けにはハリが一つしか付いていないのに、なぜヤマメが二匹いるのか、理解できなかったのです。頭が真っ白になりました。そして、釣り師として一番してはいけないことをしてしまっ



たのです。ハリに掛かったヤマメを水面近くでバチャバチャと暴れさせてしまったのです。その瞬間、ヤマメの口からハリが外れました。呆然としている私の視界に、さも仲良さそうに並んで水中深く泳いでゆく二匹のヤマメの姿が映りました。沈み行くオスヤマメのほうには、「下手なヤツ、あばよ」というような表情を浮かべました。

もう一匹のヤマメは、体型や顔つきから見ても明らかにメスのヤマメでしたが、オスヤマメに向かって、「良かったわね」と言っているように見えました。本当に、そのように見えたのです。その姿を見て、私は、悔しさを覚えると同時に、釣りに慣れて良かったな、と思いました。そして、何かほのぼのとした気持ちで家路につきました。